



福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
(総務・まん延防止班)
担当：豊島、後藤
内線：3320、3026
直通：092-643-3686

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う対応について
～ 県民の皆様向けに主な変更内容をまとめました ～

- 令和5年5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」に変更されます。
- これに伴い、これまでの「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、県民の皆様の自主的な取り組みをベースとしたもの」に大きく変わります。
- このたびの位置づけ変更にあたって、県民の皆様が戸惑うことがないように、また、5月8日以降も安心して生活いただけるよう、主な変更内容をまとめました。
- なお、コロナワクチン接種については、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず、令和5年度もすべての方に自己負担なしで接種いただけます。
- 県のホームページで公開していますのでぜひご覧ください。

1. 主な内容 ※詳細は別紙をご覧ください。

- (1) 基本的感染対策について
- (2) 医療費及び医療機関の受診・入院及び療養について
- (3) 高齢者施設等における対応について
- (4) 令和5年度のワクチン接種について など

2. 公開

令和5年4月27日(木) 午前10時から

3. URL

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona0427.html>

